

令和7年（2025年）3月3日

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー艇庫利用者様

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
支配人 村田 惣一郎

艇庫利用期間満了にともなう継続利用申請書の提出について

平素は、当施設の管理運営に格別のご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、ご使用艇庫の利用期間が令和7年（2025年）3月31日をもって期間満了となります。

つきましては、継続利用をご希望の方は、同封しました関係書類に必要事項を記入いただき、下記の期限までにご提出をお願いいたします。また、当ハーバーのホームページ（<https://www.bsn.or.jp/yacht/>）にも同様に関係書類（Excel）を掲示しておりますので、必要事項を入力の上、メール（yacht@bsn.or.jp）にてご提出いただいても構いません。

■ 継続利用期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2025年)3月31日まで

■ 添付書類

・施設等使用申込書（3枚複写）	1通
・共同所有者名簿	1通
・料金表	1通

■ 提出書類

- ・施設等使用申込書（3枚複写）※必要事項記入後、3枚とも提出
備考欄に今後連絡をできる方のメールアドレスをご記入願います
- ・共同所有者名簿（共同所有の場合）
- ・住民票または免許証のコピー

■ 提出期限 令和7年(2025年)3月31日（月）

■ 提出先 〒520-0022 大津市柳が崎1-2
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー

当ハーバーに提出書類が全て揃い次第、承認書および利用料納付の案内を郵送させていただきます。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
TEL 077-527-1141